

魚津市告示第 62 号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示し、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 1 日

魚津市長 村椿 晃

- 1 都市計画の種類及び名称  
（種類） 地区計画  
（名称） 魚津都市計画地区計画
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
魚津市駅前新町、上村木一丁目、北鬼江字大沢、北鬼江字中川原、北鬼江一丁目、吉島字下坪、吉島一丁目、釈迦堂一丁目、新金屋二丁目の各一部  
ただし、別紙図面表示のとおり
- 3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所  
富山県土木部都市計画課  
魚津市産業建設部都市計画課

（「別紙図面」は省略し、3 に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）